



日頃よりご愛顧を賜りありがとうございます。

「ちゅうキャリア通信」11月号をお届けします。今回は外国人人材受け入れ制度についてお届け致します。

❁ 弊社が登録支援機関として出入国在留管理庁に登録されました。

【登録支援機関とは】

- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要があります。
- 登録を受けた機関は、受け入れた外国人のスムーズな業務遂行をサポートする必要があります。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要です。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要があります。

❁ 中央キャリアネットは10月より登録支援機関の認定を受け、外国人人材の受け入れの対応サービスが拡充されました。

外国人人材の受け入れ制度のご案内

『技能実習』と『特定技能』及び『留学生活用』の制度比較（概要）

	技能実習生	特定技能（1号）	留学生活用
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」	在留資格「留学生」
当人の技能水準	なし	相当程度の知識・経験が必要	なし
支援機関	なし	あり (登録支援機関は出入国管理庁への登録制)	なし
受入れ先とのマッチング	通常は監理団体と送出機関を通して行われる	受け入れ先が直接採用活動するか、登録支援機関を通じて採用する	直接採用活動するか、あっせん機関を通じて採用する
受入れの人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし	人数枠なし 就業時間に週28時間の制限あり
転籍・転職	原則不可（実習先の倒産や2号から3号への移行時は可能）	技能水準の共通性が確認されている業務間では転職可能	制限なし

2018年12月に閣議決定した外国人材受入拡大策では相当数の外国人就業者の増加が見込まれます。（5年間で最大35万人程度の増加）

お問い合わせ等はGHRチームリーダー：宮川までご連絡下さい。

「働き方改革実行計画」に基づき、2020年4月1日より以下の3点について法改正が施行されます。

- 1 労働者に対する不合理な待遇差を解消するための規定の整備（同一労働同一賃金含む均等確保を義務化）
- 2 労働者に対し待遇に関する詳細な説明義務の強化
- 3 労働者に対し行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（※行政ADR）の整備

特に1「同一労働同一賃金」については10月より群馬労働局による事業主向けの説明会も行われております。

各企業様も関心の高いところと思いますので関連する情報は「ちゅうキャリア通信」や弊社営業担当より随時ご報告させていただきます。

※行政ADRとは裁判手続きによらない紛争解決方法を指すものです。

Global Human Resource
よろしくお願い致します。

GHRチーム
リーダー 宮川 登志幸



来月号もセンター相談例や人材に関するトピックスを掲載してまいります。

発行 社長室直轄 就業サポートセンター 窓口担当 矢野

直通電話 070-4397-4966 メールアドレス support@c-c-nt.com

